空家バンク制度のご紹介

～「暮らせる家」と「暮らしたい人」をつなぐ～

空家定住対策課では、移住の窓口として周防大島町の暮らしぶりや移住してやりたいことなどさまざまなご相談をいただいていますが、中でも「希望する地域の住居がなかなか見つからない」という相談は多く、本町の移住・定住課題の一つとなっています。

その課題解決の一つとして、町では「空家バンク制度」を設けています。使われていない空き家の活用と移住・定住の促進のため、積極的な登録をお願いします。

制度の詳細や補助制度などについては、次の内容をご確認ください。

【空き家バンク登録への流れ】

①事前相談
②空家バンク登録申込書を記入・提出
③物件の調査
④契約条件の確認
⑤空家バンク物件として登録

詳細はこちら

空家バンクについて

空き家の活用（賃貸・売買）を希望する空き家所有者等からの申請を受け「空家バンク」として登録することで、移住（もしくは転居）を希望される人にご紹介することができます。

空き家をお持ちの人はまずはご相談ください。

空家バンクでできること

・町の移住定住用ホームページ「周防大島移住なび」にて登録物件をご紹介します。
・移住相談員が内覧希望者をご案内します。
・空家リフォーム助成金をご利用いただけます。

空家リフォーム助成事業

空家バンクに5年間登録（売買物件を除く）していただくことを条件に、物件のリフォーム等にかかる費用を一部助成します。詳細についてはお問い合わせください。

※令和7年度から事業内容を拡充しました。（売買物件の買主が行うリフォームまたはDIY）

空き家を放置すると・・・

・劣化・損傷が進行し、倒壊などの危険性が高まる
・草や雑木が茂り、野生動物などの棲み処になる
・残置された家財などが腐朽し、不衛生な環境になる
・見た目にも心配や不快感を与え、地域の景観を妨げる

などの影響を及ぼすおそれがあります。

空き家は「個人の資産」です。このような状況にならないよう所有者および相続人が責任を持って適切に管理しましょう。

問い合わせ
空家定住対策課
☎0820（74）1033

空家リフォーム助成事業の助成対象等

内容		申請者	補助対象事業	助成率	助成上限
賃　貸	リフォーム	貸主	家の機能向上に資する改修費用	1／2	20万円
	家財処分	貸主	不要物の処分費用	1／2	20万円
	リフォームまたはDIY	借主	家の機能向上に資する改修費用 ＤＩＹの場合は原材料費	1／2	20万円
売　買	リフォームまたはDIY	買主	家の機能向上に資する改修費用 ＤＩＹの場合は原材料費	1／2	20万円